

郵便局データ活用アドバイザーボード 開催要綱

1 目的

総務省では、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、郵便局が保有・取得するデータ（以下「郵便局データ」という。）の有効活用を促進するため、令和3年10月から「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催し、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第167号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）の解説の改訂を行うとともに、郵便局データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策を「郵便局データ活用推進ロードマップ」として公表したところ（令和4年7月29日）。

郵便局データ活用推進ロードマップにおける取組・施策の実施に際して、有識者から助言を得ることを目的として、「郵便局データ活用アドバイザーボード」を開催する。

2 名称

本アドバイザーボードは、「郵便局データ活用アドバイザーボード」と称する。

3 検討事項

- (1) 郵便分野ガイドラインの解説に追記された公的機関等へのデータ提供（災害、税、弁護士会照会）の具体的運用に当たっての助言
- (2) 日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ
- (3) 郵便局データの新たなニーズに関する意見交換
- (4) 新たなニーズを踏まえた郵便分野ガイドラインの解説への追記

4 運営

- (1) 本アドバイザーボードの構成員等は別紙のとおりとする。
- (2) 本アドバイザーボードには、座長を置く。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときには座長に代わり本アドバイザーボードを招集する。
- (5) 座長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、本アドバイザーボードの下でラウンドテーブル（郵便局データの新たなニーズに関する意見交換の場）を開催することができる。

- (7) ラウンドテーブルの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本アドバイザーボードの運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本アドバイザーボードは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本アドバイザーボードの会議で使用した資料については、原則として総務省のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本アドバイザーボードの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のウェブページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本アドバイザーボードは、令和4年12月から開催する。

7 庶務

本アドバイザーボードの庶務は、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課が行う。

(別紙)

郵便局データ活用アドバイザーボード 構成員

(敬称略、座長・座長代理を除き五十音順)

【構成員】

(座長)	谷川 史郎	名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 ディレクター(特任教授)
(座長代理)	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	下山 紗代子	(一社) リンクデータ代表理事
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士

【オブザーバー】

日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
個人情報保護委員会事務局
内閣官房郵政民営化推進室
デジタル庁